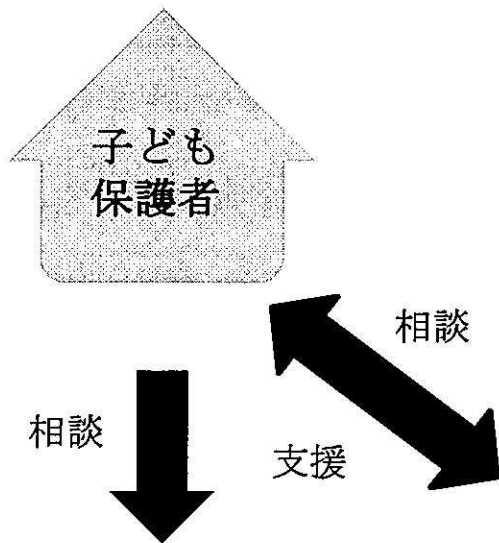


所管事務調査 いじめ防止対策の現状について 教育総務課



長久手市教育委員会

【長久手市いじめ防止基本方針】

【相談先】

- ・指導室（指導主事、スクールソーシャルワーカー）

いじめ問題対策連絡協議会（法14条第1項）

- ・教職員、児童相談所、名古屋法務局、愛知警察署、保護者等

いじめ問題専門委員会（法14条第3項）

- ・教育、法律、医療、心理、福祉  
5分野の専門家

学 校

【相談先】

- ・担任
- ・養護教諭
- ・担任以外の教員
- ・スクールカウンセラー及び心の教室相談員
- ・心の教育アドバイザー

【各学校いじめ防止基本方針】

いじめ・不登校対策委員（法22条）

【いじめ予防対策】

- ・いじめアンケート、教育相談（学期に1回実施）
- ・QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）年2回実施
- ・セルフディフェンス講座（小4・中1）
- ・道徳教育
- ・サイバー犯罪防止教室
- ・スマホ、ケータイ安全教室 など

【他の相談先】

- ・家庭児童相談室（子育て支援センター）
- ・24時間いじめの悩み電話相談「いじめほっとライン24」
- ・こころの電話（愛知県教育・スポーツ振興財団）
- ・いじめ・不登校相談窓口（愛知県教育委員会）
- ・教育相談室（愛知県総合教育センター）
- ・子ども家庭110番（中央児童・障害者相談センター）
- ・ヤングテレホン（愛知県警察本部）
- ・子どもの人権110番（名古屋法務局）など